

## 入札後審査郵送方式一般競争入札公告共通事項

### 1 入札に参加できる者に必要な資格に関する事項

- (1) 入札書提出期限日において、美里町及び宮城県並びに国から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当しないこと。  
(なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項に該当しない者である。)
- (3) 美里町入札契約暴力団等排除要綱別表に該当する者でないこと。

### 2 入札手続等

#### (1) 入札参加申請

この入札に参加するための事前の入札参加申請手続きは要しない。

#### (2) 設計図書等の閲覧

当該入札に係る仕様書、図面及び契約条項（以下「設計図書等」という。）を閲覧に供する。

イ 閲覧の期間及び場所は、入札公告に示すとおりとする。

ロ 設計図書等に対する質問について

(イ) 設計図書等について質問がある場合は、閲覧場所に備え付けてある質問書に記入の上、指定の場所に提出することができる。

(ロ) 質問書に対する回答書は、入札公告に示す期間及び場所で閲覧に供する。

#### (1) 入札方式並びに開札の日時及び場所等

郵送による入札とし、開札の日時及び場所は、入札公告に示すとおりとする。

#### (2) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、開札後に、落札者とするため確認の必要がある者について行う。

### 3 入札方法等

#### (1) 入札書の提出

イ 入札書の提出期限及び提出先は、入札公告に示すとおりとする。

ロ 入札書は、配達証明付郵便により提出期限までに入札公告に示す入札書郵送先に到達しなければならない。

ハ 入札書の郵送は、二重封筒とし、入札書及び積算内訳書の中封筒に入れ、封かんの上、入札者の名称及び入札参加登録承認番号、入札に係る業務名及び開札日を表記し、外封筒には入札書を同封した中封筒、入札公告で指定された書類及び連絡担当者の名刺1枚を入れ、表に開札日及び入札書在中の旨を朱書きすること。

ニ 1つの外封筒に2つ以上の入札書を同封してはならない。

ホ 持参、電報、ファクシミリ及びその他の電気通信による入札書の提出は認めない。

へ 提出期限を過ぎて到達した入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

ト 既に提出した入札書の訂正及び差し替え並びに再提出は認めない。

(2) 入札者又はその代理人は開札に立ち会うことができる。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

(3) 適正な入札の執行を期すため必要があるときは、開札の際に、提出された入札書のうち開札する入札書を抽選により選定することがある。

(4) 抽選により選定し開札する入札書の数は、入札執行者が抽選の際に示す。

(5) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、車両本体価格、装備及び付属品費、消費税及び地方消費税、自賠責保険料（12カ月）、リサイクル預託金、リサイクル資金管理料、重量税、登録に伴う諸費用、納車費用等を見積もった契約希望金額を入札書に記載すること。

【注：消費税相当額を含む金額を入札書に記載して下さい。】

(6) 入札執行回数は、1回とする。

#### 4 入札保証金

免除する。

#### 5 落札者候補者の決定方法

建設工事執行規則に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者を落札候補者とする。ただし、落札候補者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札候補者とすることがある。

#### 6 入札参加資格の確認等

##### (1) 入札参加資格確認手続

開札後に、落札者とするための入札参加資格の確認を行うので、入札執行者の指示を受けた落札候補者は、入札公告に掲げる書類を提出しなければならない。なお、資格確認の結果落札者が決定したときは、既に入札参加資格の確認を受けた者を除き、他の入札参加者の入札参加資格確認は行わない。

##### (2) 入札参加資格確認書類の提出方法、提出期限及び提出場所

###### イ 提出方法

入札公告に示す入札担当課へ持参すること。

###### ロ 提出期限

入札執行者より入札参加確認書類の提出を求められた日から起算して2日以内（土曜日、日曜日、及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に

規定する休日を除く。)とする。ただし、入札執行者が特別な事情があると認めた場合は、この限りでない。

- (3) 入札参加資格の確認に基づく落札の可否については、入札参加確認書類が提出された日から起算して3日以内(休日等を除く。)に通知する。ただし、入札参加資格の確認に疑義が生じた場合等は、この限りでない。
- (4) 落札候補者は、入札参加資格を有すると認められなかった場合は、前項の通知を受けた日から起算して2日以内(休日等を除く。)に、その理由について書面で問い合わせをすることができる。
- (5) (4)の説明を求める場合は、その旨を記載した書面を入札公告に示す入札担当課に提出すること。
- (6) 落札候補者が提出期限内に(1)に定める入札参加資格確認のための書類を提出しないとき、又は落札候補者が入札参加資格確認のために入札執行者が行う指示に応じないときは、当該落札候補者のした入札は効力を失う。

#### 7 積算内訳書の提示について

- (1) 開札前又は開札後において、入札書に記載されている金額に対応した積算内訳書の提出を求めることができる。
- (2) 提出された積算内訳書は、返戻しない。

#### 8 入札の無効等

- (1) 建設工事執行規則第16条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (2) 落札候補者が、入札期日以降落札決定までの間に入札公告に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合、当該落札候補者のした入札は、効力を失う。
- (3) 契約締結後において、(1)又は(2)により入札が無効となることが明らかになった場合は、町の指示に従わなければならない。

#### 9 契約保証金

契約金額の10分の1以上の金額とする。ただし、美里町財務規則第117条に該当する場合は免除とする。

#### 10 その他

- (1) 入札参加者は、建設工事執行規則及び建設工事条件付一般競争入札及び指名競争入札参加心得を遵守しなければならない。
- (2) その他不明な点については、美里町総務課入札契約係に照会すること。

電話 0229-33-2103【直通】 0229-33-2111 内線 1217

Fax 0229-33-2402